

【令和4年第5回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

令和4年12月15日 健康福祉委員長 矢沢 孝雄

○「議案第178号 川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 無痛分べんの方法及び加算料の算定根拠について

無痛分べんの方法については、一般的な手法である硬膜外鎮痛法を採用した。また、加算料の算定については、国が定める診療報酬の算定方法に照らして、無痛分べんに必要な処置である硬膜外麻酔料などの類似行為の金額を積み上げることにより算出した。

* 妊婦に対する講習会の実施について

無痛分べんを希望する妊婦に対して担当の医師から安全性などについて個別に説明を行い、当該妊婦の同意を得ながら進めていくこととなるため、無痛分べんの講習会を行うことは考えていない。

* 多摩病院における無痛分べん実施の検討状況について

令和5年4月1日から川崎病院において無痛分べんを実施する予定であるが、多摩病院においては現在のところ、実施の予定はない。無痛分べんの実施には、産婦人科医だけではなく麻酔科医が必要となるため、今後の実施に向けて検討していると聞いている。

《意見》

* 無痛分べんを初めて経験する妊婦は不安を感じるものと思われるため、講習会を実施するなど安心感を持って無痛分べんを選択できる環境を整備してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第179号 川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 手数料の設定方法について

液化石油ガス法に関する手数料については、地方自治法により「全国的に統一して定めることが特に必要と認められるもの」とされており、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に、手数料を徴収する事務及び金額が規定されている。当該政令に基づき本市においても手数料を算定しているため、県の手数料と同額である。

* 本条例改正に伴う収入見込額及び人員体制の強化について

過去5年間における県の収入額が平均78万円となっているため、本市においても同程度の収入を見込んでいる。また、人員体制については、業務量を算定した上で必要な人員を精査したいと考えている。

* 県から移管される事務に関する研修の実施について

今年度より液化石油ガスに関する業務の準備担当を配置しており、液化石油

ガスに関する各種研修を受講している。また、今後段階的に県から業務を引き継いでいく予定である。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第188号 川崎市井田重度障害者等生活施設の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 当該施設で発生した事故に対する改善策について

令和2年に当該施設において、入所者が白米を喉に詰まらせて亡くなるという事故が発生した。要因として身体機能の低下が考えられるため、食事の際に各入所者の状態を的確に把握して対応すべきと専門家から意見があった。この意見を受けて支援手順書を作成し、リスクが高い支援を行う際には、職員間で手順を共有し、統一的な手法で対応するよう改善を行った。

* 画像等を用いた支援手順書の内容について

入浴や食事の支援の手法を画像等で支援手順書に盛り込むことにより、支援員による解釈の違いが起らないよう工夫した。また、入所者の家族に対しても同様の資料を用いて説明している。

* 事故発生後の研修の実施について

設置が義務付けられている虐待防止委員会において、研修計画を策定し、研修を実施している。

* 第三者を含めた虐待防止委員会の設置について

障害者総合支援法に基づく改善指導の例としては、虐待防止のための責任者の設置のほか、第三者を含めた虐待防止委員会の設置等が挙げられるが、第三者を含める義務はないことから、法人に対しては運営の際に第三者の意見を極力取り入れる工夫をするよう指導を行っている。

* 実績評価点の算出方法について

選定評価委員会の審査においては、基準評価項目とは別に過去の業務実績に基づいた実績評価点が設けられており、標準を0点として加減点されることとなっている。実績評価点の算出方法は、当該年度の指定管理業務に対する評価がA評価の場合は10パーセント、B評価の場合は5パーセント加算し、4年間の平均割合を総配点に乗じることで算出することとなる。当該法人は4年間のうち2回のB評価を受けているため、実績評価点の算出結果が25点となる。

* 当該法人の実績評価点に対する見解について

実績評価点については、指定管理期間のうち評価の対象期間である4年間の評価が全てA評価の場合100点となるが、一般的な事業者がおおむねC評価となる場合が多いことを勘案すると、B評価を2年間受けている当該法人は、十分実績が高いと考えている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第189号 川崎市社会復帰訓練所の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 当該法人に対する評価について

当該法人は4年間B評価を受けているため、実績評価点の算出結果は50点となっている。当該施設については、家族会の要望によって設置され、重度の障害者を対象とし、適切に業務を行っているため、高い評価を受けているものと考えている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第190号 川崎市北部リハビリテーションセンター北部在宅支援室の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 指定管理者の募集に関する問合せ状況について

本年4月頃に事前の告知を実施したが、他団体からの問合せはなかった。今後は幅広く事業者に対して周知していきたいと考えている。

《意見》

* 指定管理者の選定に当たって、募集への応募が1者のみで他の選択肢がない状況は課題であると考えているため、日頃から事業者の育成に注力してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第191号 川崎市北部リハビリテーションセンター北部日中活動センターの指定管理者の指定について」

《意見》

* 当該施設では過去に事故が発生しており、その際に再発防止策を協議し、必要に応じて指導・助言を行うものとされているため、今後も引き続き適正な運営が行われているか注視しつつ改善の取組を進め、適切に対応してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第192号 川崎市北部リハビリテーションセンター北部地域生活支援センターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 選定評価委員会の選定理由に対する見解について

事業計画書等を事前に配布し、確認の上で選定評価委員会を開催しているため、適切に評価されているものと考えている。

* 選定評価委員会における指摘事項について

当該施設は複合施設であるため、施設間の連携が図られることが望ましいという意見があった。

*** 選定評価委員会への情報提供の在り方について**

他の事業者が管理する施設で、事故が発生したことは委員も認識しており、選定評価委員会の際には、事前に状況を説明した上で判断を求めている。

《意見》

*** 選定評価委員会において評価を実施する際は、担当局として事業者に関する状況や課題等を事前に各委員に明示してほしい。**

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第201号 自動心肺蘇生器（自動心臓マッサージ器）等の取得について」

《主な質疑・答弁等》

*** 契約の入札状況について**

当該契約においては、2者から申込みがあったが、その後1者が辞退し、入札時点では1者のみであった。

*** 自動心肺蘇生器の配置予定及び運用マニュアルの策定について**

自動心肺蘇生器は、救急隊に29台、非常用救急車に8台、航空隊に1台、救急課に1台配置する予定である。なお、救急ヘリが2機同時に出動する際には、救急課に配置している機器を使用することを想定している。また、様々な状況を想定した運用マニュアルの策定等については、今後検討していきたい。

*** 自動心肺蘇生器の耐用年数について**

メーカーから耐用年数が8年程度と説明を受けている。耐用年数が経過した場合は順次更新していく予定である。

*** 自動心肺蘇生器の利用方法に関する研修の実施について**

令和5年4月1日からの運用開始に向け、令和5年2月頃に全救急隊員に対して研修を実施する予定である。

*** 他都市における機器導入状況について**

近隣の自治体では相模原市が同様の機器を導入しており、安全性に問題はなく、現場でもスムーズに使用できていると聞いている。

《意見》

*** 実際に機器を使用する際に活用できないということがないようにマニュアル等を作成するなど、出動に備えてほしい。**

《審査結果》

全会一致原案可決